

1. 件名：高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画に係る面談

2. 日時：令和4年8月24日（水）13時30分～15時30分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

上野管理官補佐、有吉上席安全審査官、小舞管理官補佐、

加藤原子力規制専門員

文部科学省

原子力課

横井原子力研究開発調査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

敦賀廃止措置実証本部 本部長 他3名

高速増殖炉もんじゅ 廃止措置計画課長 他11名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配布資料

資料0：説明スケジュール

資料1：高速増殖原型炉もんじゅ 水・蒸気系等発電設備の解体撤去について

資料2：高速増殖原型炉もんじゅ 施設運用上の基準について

資料3：高速増殖原型炉もんじゅ 保安規定変更認可申請書 保安管理組織の変更

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい、原子力規制庁の加藤です。それでは本日、
0:00:03	説明させていただきたいと思います。では早速資料に基づきまして説明をお願いいたします。はい。原子力機構の城でございます。本日も、ご用意させていただきました資料はですね、
0:00:14	三つあります。
0:00:18	右方にですね資料0版をやって、説明スケジュールというのがあると思います。まずこちらの説明スケジュールですけれども、
0:00:29	前回の8月の19日金曜日にですね、性能施設関係についていろいろご審議いただいたかなと思っております。
0:00:39	その際のコメントをについて、回答日をですね、次回9月の7日の水曜日にやらせていただきたいと、こういうふうに思っておりますので、それを反映したものを、
0:00:51	をお持ちしております。本日予定しているものにつきましては、8月の24日のところにありますけれども、水ジョウ系統発電設備の解体、
0:01:03	Bについては廃措置計画ですけれども、ご説明をさせていただきたいというふうに思います。そのあと保安規定の方に入りますけれども、施設運用上の基準、
0:01:13	あとは法案に関する組織、これらについてですね、本日も説明をさせていただきたいというふうに思っております。よろしくをお願いいたします。
0:01:24	よろしければ早速、資料の中身に入っていこうと思いますがよろしいですかね。はい。それでは早速ですけれども資料一番の水系統発電設備の解体撤去につきまして、
0:01:34	担当の機械保全課の渡辺の方から別途ご説明させていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。はい。
0:01:43	原子機構は、
0:01:48	高速増殖原型炉もんじゅ、水蒸気系等発電設備の改訂撤去についてという資料に基づいてですね、内容について説明させていただきます。よろしくお願ひします。
0:01:59	早速なんですけれども、ページをめくっていただきまして、まずは資料の構成から説明させていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:06	まず1ポツなんですけれども、水ジョウ系、初めに見ジョウ結の解体に関わるところの概要について説明した上で、2ポツなんですけれども水条件と発電設備の解体撤去範囲、
0:02:18	とあと主な改定時、
0:02:21	そちらについて説明させていただきます。
0:02:23	3ポツでその次にですね、性能維持施設との隔離について説明した上で、最後に4ポツ、今後の対応方針という形で流れで説明させていただきたいと思います。
0:02:33	参考資料という形でですね、隔離に関わるところで、性能施設の隔離範囲の縮小化についてというところが、資料で、最後にですね、どのような検討をやってきているのかというところを、参考で説明最後。
0:02:45	買っていただくと思ってますので、よろしくお願いいたします。
0:02:50	はい、それでは本文の方へ移らせていただきます。本部のですね4、右下47分の3ページ目から説明させていただきます。
0:02:58	はじめにです。今回ですね大型の非放射性ナトリウム機器の解体撤去した後のですね、解体撤去解体の場所、あとは移送ルート、
0:03:09	を確保するためにですね方法を目的としまして、実所系統発電設備のうち、タービン建物3階以下、
0:03:16	に設置されている機器の解体撤去を実施します。
0:03:18	解体撤去におきましては、性能移設に影響を及ぼさないように、着手前に隔離や養生等を行う、行います。
0:03:26	また、解体撤去工事の際はですね、高所作業等の労働災害防止対策、
0:03:31	を講じた上で工具等を用いて分解、取り外しを行うとともに、熱的切断装置、または機械的切断装置で切断、破碎等を行っていきます。
0:03:42	なおですね、音階撤去を通じて解体技術基盤整備として実施する今後ですね、維持メンテのあと冷却系統の技術書、あと確認に向けた、
0:03:52	経験値を蓄積、またですね労働安全及び運用管理の方法に習熟を、にするといったところを目的として、水を系の発電設備の解体を実施していくと。
0:04:02	いう流れを考えてございます。
0:04:05	今回の説明資料の中ではですね、水蒸気系統発電設備の具体的な改定適用範囲、
0:04:11	と、あとは底のSとの隔離に関わる安全確保対策を、これから説明させていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:17	はい。続きまして2ポツの方、タスクですけれども、解体撤去範囲と解体撤去機器について、説明させていただきます。
0:04:25	解体撤去範囲である今回のですね、会議で解体撤去範囲であるタービン建物3階以下、
0:04:30	におきましては、性能リストの確認というふうを実施することで、機器を安全に解体撤去できることから、第二段階におきましては、タービン建物3階以下に設置されている機器の解体撤去を実施していきます。
0:04:42	原子炉設置許可申請書添付資料8をもとに抽出した水蒸気系統発電設備の主要機器を表2-1に、解体撤去工事の概略工程を図の2-1に示してございます。
0:04:54	ショート図につきましてはまた、この後ですね流れて流れで説明させていただきます。まずは本部的に説明させていただきます。
0:05:02	また、今回の水系統発生設備の解体撤去範囲範囲を示したタービン建物の断面図を図の2-2及び2-3に、主な改正撤去機器の仕様を、図の2-4、
0:05:14	機器配置状況を示したタービン建物平面図を図-2-5に示しました。なおですね、今回の改定撤去範囲等については設置されてございません。
0:05:23	今、説明しました表2-1から説明させていただきます。
0:05:29	右下47分の7ページ目ご覧ください。
0:05:34	こちらがですね、設置許可のテンパチの方から、機器を重視した水蒸気系と発電する使用機器となっております。左側に引きの名称を並べてございまして、右側に解体撤去対象。
0:05:46	今回タービン建物3階以下にある機器をですね、丸付けの方してございます。
0:05:50	はいて撤去対象とならないものにつきましてはバツ及びですねタービン建物4階以上にあるところを注記書きで説明、書いてございます。
0:06:01	機器等の上からいきますとですね、ラッキー滝貯水タンク等におきましては、タービン建物の屋上にあると。
0:06:07	気水分離器もしかりです。そちらの方につきましては今回解析を行わないという形になってございます。使用機器についての表になります。
0:06:18	続きまして、次の47分の、8ページ目。
0:06:24	になります。図の2-1、こちらの方はですね、水木家保全設備の解体撤去に関わる概要交通概略工程という形になっています。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:33	2023年度から解体に着手しまして、わざわざタービン建物3階、上からですね中に機器を壊していくといったところ、解体していくという形の流れを今、概略工程として引いています。
0:06:46	具体的にはですね、上から高圧給水加熱器をまず解体して、
0:06:51	解体した後のエリアを確保した上でですね、蒸気タービンを解体して、
0:06:55	蒸気タービンを解体した後ですね、その下にある、低圧給水加熱器復水器、こちらの方を解体して、
0:07:01	真ん中にですね建物納付タービン建物の真ん中に大きな開口部をつかって、そこで動線を確保した上でですね、どんどん度とこの二階1回目、
0:07:11	地下の機器をどんどん解体していくと。
0:07:13	いったような工程で今2026年度、
0:07:17	までに、
0:07:18	3階以下にある機器をすべて解体すると。
0:07:21	そういったところの概略工程を今考えてございます。
0:07:26	続きまして47分の9ページ目の2-2になります。
0:07:32	こちらがですね。
0:07:33	タービン建物の断面図となってございまして、先ほど本文で説明させていただきまして、3階以下の機器を撤去するといった範囲を、今書いていただいてピンク色の
0:07:44	マーキングで示してる範囲が今回の解体撤去範囲となっております。
0:07:49	青枠で囲ってるところがですね4階以上にある機器にもなっております。こちらの方、吹き出しで書いてますけれども、所内高圧電気設備ですとか、補助蒸気減った。
0:07:59	あと上の方ですね、主蒸気設備こちら地雰囲気事犯。
0:08:04	二次ナトリウム系との取り合いでもらっております市場決意については、それぞれ4回以上の範囲にあると。
0:08:11	設備が設置されているという形になってございまして今回の解体撤去範囲外というところが、こちらのこの図で、説明させていただこうと思います。
0:08:22	続きまして47分の、10ページ目、図の2-3、タービン建物の朝刊になってございます。こちらの方、想像0ですね、鳥瞰図の方で識別したものになってございます。
0:08:34	赤い赤色の四角で囲っている範囲が今回のか、解体撤去範囲であると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:39	いう形になります。
0:08:41	図の上の方にですね、蒸気発生器、青枠で囲ってありますが蒸気発生器がございまして、こちらの方にですね、市場系設備がとり合っているという形になってございます。具体的には、緑色で塗っている配管、こちらの方がですね、市場、
0:08:57	事業系設備の窒素が入っている範囲という形で、封入されている範囲というところで定の施設と、
0:09:03	いう形になってございます。
0:09:05	その蒸気発生器の隣にですね、雲雲で囲ってありますが、こちらの方が、その窒素雰囲気維持範囲の隔離の境界と、
0:09:12	いう形になってございまして、隔離箇所、性能移設の境界、
0:09:16	いう形になってます。いずれもですね、今回の改定撤去範囲とは離れた場所、今回タービン建物というところの、建物4階以上に設置されているところになってございまして今回の解体撤去を行う範囲と離れていることから変えて適用、
0:09:31	による影響は変えないと。
0:09:33	いうところが、こちらの方の鳥瞰図で説明させていただきます。いただきます。はい。
0:09:40	続きまして図の2-4になります。47分の11ページ目からです。
0:09:47	今回解体を行うですね、先ほどの表2-1で説明させていただきました、0マツイ電子容器についての機器の情報を、こちらの方で並べております。
0:09:58	列挙させていただきました。
0:10:00	初めにですね蒸気タービンから始まりまして、それぞれですね写真と機器の会計と機器の主な仕様という形で今回どれぐらいの解体の物量感、
0:10:11	かっていうところがわかるようにですね、寸法と、あと、
0:10:16	重量、
0:10:17	あと大物タイプという形で、このような資料構成で、蒸気タービンから始まってですね、発電機復水器とか、今回の解体撤去を行う対象機器の情報を、
0:10:30	全部で22枚ほど、
0:10:31	提示させていただいてございます。
0:10:44	はい。当期の情報につきましては、
0:10:47	そうですねはい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:48	次の4について、
0:10:49	についての説明は以上とさせていただきます。
0:10:56	続きまして次の2-5になります。こちらの方はですね47分の、33ページ目から、
0:11:03	7枚もので、添付の方させていただきます。
0:11:07	こちらの方タービン建物の平面図という形になってございまして、それぞれ解体撤去を行うところはどこか、解体撤去しないところはどこかというところの識別を行ってございます。具体的には赤色のところの解体撤去を行う範囲。
0:11:22	青色のところは快適行わない範囲という形で識別の方をさせていただきます。
0:11:26	最初の7分の1ページ目2の方の7分の1ページ目ですけれどもこちらの方はタービン建物の屋上という形になってございまして先ほど、これまでの説明の通りですね、奥4階以上の設備には、は解体しないというところからこちらはいずれも、
0:11:41	回答できる範囲外という形で識別してございます。
0:11:45	次の7分の2ページ目なんですけれども、こちらの方も度建物誤開で、
0:11:51	以前はですね電気設備ですとかあとは環境所設備がございましてこちらの方も解体撤去範囲外と、
0:11:56	4階につきましても、続きまして7分の3ページ目の、4階につきましても考え方は同様でございます。
0:12:06	図の2-5の7分の4ページ目からですね、こちらの方からタービン建物3階と、
0:12:11	いう形になってございます。こちらの方真ん中にですね蒸気発生状況、失礼しました。蒸気タービン、あと発電機があつてですね、こちら図の上の方ですね。給水加熱器が、
0:12:22	設置されてございましてこちらの方は解体撤去範囲と。
0:12:25	いう形になってございます。
0:12:28	続いて7分の5ページ目、タービン建物2階になりますが、こちらの方もですね配管も含めまして、布施鬼頭、変えて適用範囲等または改定利益を行えない範囲という形を識別してございます。
0:12:42	7分の6ページ目も同様です。
0:12:45	7分の6ページ目はですね、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:48	主をもって小さいところも含めて、該当影響範囲が多数あるという形でこのように識別してございます。
0:12:58	安孫子の1階におきましては所内圧縮設備が左側にあって、右側には補助設備が
0:13:04	オイラーですね、補助ボイラーはありますがこちらの方は解体撤去を行わないと。
0:13:08	いう形で識別してございます。
0:13:10	一番最後、タブ7分の7ページ目ですね、こちらの方はタービン建物地下という形で、主に大口径配管、循環水配管ですね。
0:13:18	こちらの方が敷設されてございましてこちらの方もすべて体快適を行うと。
0:13:24	いう形で識別の方をしてございます。
0:13:29	本文についての図表の説明は以上になります。
0:13:37	はい。衛藤資料大丈夫。
0:13:39	せえと、この後ですね本文担当部長さん。
0:13:44	言わせていただこうと思います。資料のですね、47分の3ページ目の方に、本部に戻りますのでご参照ください。
0:13:55	続きまして3ポツの性能施設の隔離になります。
0:13:58	まず3ポツ一覧ですけれども、解体撤去範囲に関連する性能施設という形で記載してございます。
0:14:05	解体を実施する対応ですね性能移設に影響を与えないよう、性能移設との隔離を確実に行うことが必要となります。
0:14:13	今回の改定適用範囲に関連する第二段階以降の製造施設を表3-1に示しました。
0:14:20	表3-1がですね、
0:14:23	右下のページで言うところの、47分の40ページ目になってございます。
0:14:31	表3の1階撤去範囲に関連する性能移設という形で、こちらの方ですね、
0:14:37	廃措置計画書の表6-1から、S Aの移設の方を充実してございます。
0:14:44	具体的にはですねそれぞれタービン建物の方から、それぞれ電気設備ですとか、あとはタービン及び附属設備のうち製造施設はどれかと、あとは発電補助施設という形でユーティリティー関係の
0:14:56	設備は、タービン建物内にどれだけあるのかというところを、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:01	抽出した上で、それぞれどのような隔離を行うのかといったところを表形式で整理してございます。
0:15:09	こちらの方ですね一番右側に隔離方法という形で整理してございますが、まず建物につきましては※1という形で、建物の基礎部に有意な損傷を与えないように視点を、養生を行うと。
0:15:21	その下、3ポツ3項参照という形でこちら蒸気発生器張りの確認につきましては本文の方で説明してございますので後程説明させていただきます。
0:15:31	電気設備につきましては、隔離箇所や、※2というところで飛ばしてまますけれども、下側ですね、隔離箇所や低濃縮の識別を行って、解体撤去物との接続がある場合は、
0:15:42	解体撤去工事前に、解体撤去機器への電源供給を停止した上で解体を行っていくと。
0:15:48	いうところで記載してございます。
0:15:50	その下※3は、発電所施設も含めてですけれども、※3の方で、通信設備等も含めてですね、※3ですけれども、解体撤去範囲との取り合いを特定して杭確実に隔離した上で、改定的相似には、これらの設備を識別
0:16:06	して十分な離隔距離をとると。
0:16:08	そういったところで、記載の方をしてございます。
0:16:11	はい。先ほど申しますさ、担当参考も含めてですね、本文の方へ説明に戻らせていただこうと思います。
0:16:21	47分の4ページ目の方へお戻りください。
0:16:32	はい。3ポツの隔離方針です。
0:16:34	先ほどご説明させていただきました表3-1に示した性能移設の確認にあたっては、隔離箇所、
0:16:42	が解体撤去工事の影響を直接受けないように、解体撤去範囲の外側、
0:16:48	で隔離が可能な場合は、解体撤去範囲の外側で隔離を行います。こちらの具体的なイメージとしましては先ほどの鳥瞰図で説明させていただきました通り、地上系設備につきましては不利箇所は、
0:16:59	海底適用範囲の外側、4階以上で隔離してますのでそのように、
0:17:04	記載の方してございます。
0:17:06	またですね隔離箇所の解体撤去範囲の内側となる場合、または解体家撤去範囲の内側に独立した系統として、機器が設置されている場合につきましては、現場において、隔離箇所や性能施設の識別、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:20	を行って、快適工事には十分な離隔距離を確保すると。
0:17:25	いう形で確認の方をして実施いたします。
0:17:28	解体撤去機器の電源供給ケーブル等が外されている電気は、こちらの方は解体撤去範囲の内側に設置されてございますが、これらの中には、第二段階以降も、
0:17:38	性能施設への全員供給が必要なラインが混在するものもございますので、電気盤内においてこれらの識別を行います。さらにですね、解体撤去機器に接続されている供給ケーブル、
0:17:51	等につきましても現場において離隔、
0:17:53	栗城課長の識別を行った上で、
0:17:56	解体的工事前には、解体撤去機器の全員供給を停止することで、安全確保を確保して、解体を行っていくと。
0:18:03	いうことを方針としています。隔離の具体的なイメージを図の3-1に示すという形になりまして、こちらの方ですね。
0:18:13	47分の41ページ目。
0:18:16	になってございます。
0:18:18	こちらのほう図3-1、性能維持施設等解体対象機器の隔離方法という形になってございまして、左側が機械品の隔離、右側は電気品の隔離となっております。
0:18:29	左側機械品のくくり方法なんですけれども、境界点となる弁をまず閉じた上でですね、どちらが性能維持範囲なのか、また、どちらが変えて撤去範囲になるのかといったところを、
0:18:41	機器配管等にですね、解体撤去機であることをスプレーまたはテープ等で識別を変えたい場合に行うと。
0:18:49	そういったところを、
0:18:51	実施を考えてございます。
0:18:53	右側の電気料金の隔離方法なんですけれどもこちら電気盤の写真を載せてますが、それぞれのこのようにですね、
0:19:00	円が多数ございます。この中で今回のですね解体撤去を行う範囲、
0:19:06	電源の
0:19:08	識別をですね、した上で電源切りを確立した上で、改定を行っていくと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:14	同じようにですね、スイッチじゃなくて中の電源ケーブルの取り外しにつきましても同様で、電気盤内部においてですね、ケーブルを取り外す。
0:19:25	ことによって全員供給を確実に遮断すると。
0:19:28	遮断して識別を行った上で、改定を行っていくと。
0:19:31	いうところを、
0:19:33	栗栖ということを考えてございます。
0:19:36	はい。
0:19:38	続きまして本文の方、いただいてありで申し訳ございませんが、本文の方も出させていただきます。
0:19:46	47分の4ページ目ご覧ください。
0:19:52	こちらの方はですね、まず担保3の隔離方法という形で、先ほど表3-1に示した表の中のうちですね、蒸気発生器及び加熱機に接続されている市場系設備、
0:20:04	あと労働災害低減の観点から重要と考えます。蒸気が流れている補助切った。
0:20:10	並びに解体撤去機等の取り合い等補給水タンクについて、具体的な隔離方法を、以下の通り示しました。
0:20:17	またですね他の製造施設の隔離方法については今日3-1中に示すという形で先ほど説明させていただいた通りになります。
0:20:24	最初、まず①、主蒸気系設備等の隔離方法になりますが、こちらの方ですね、主蒸気設備の主蒸気配管。
0:20:33	んにつきましては、ナトリウムを抜き取った状態の蒸発器及び加熱機と接続されています。
0:20:40	蒸発機及び加熱器は、ハトリ分散化防止のために、内部を深津生活雰囲気維持してございまして、香川江尻主蒸気配管の一部につきましては、窒素ガス供給系設備により窒素雰囲気、
0:20:53	胴側の方、ナトリウム側の方ですけれどもこちらの方は2次アルゴンガス系設備によりアルゴンガスすべきと。
0:20:59	いう系統立てた状態となっております。
0:21:03	主蒸気設備の窒素雰囲気部の確認につきましては、図3-2に示す通り、今回の改定できる範囲外であるタービン建物屋上の施設の弁の閉止によってすでに実施されており、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:14	定期事業者検査においてその機能を維持していることを確認しています。
0:21:18	この当該弁につきましては、第二段階以降も閉止状態を継続して現在の福利状態を維持すること。
0:21:25	あと非常建設時の窒素雰囲気部は、タービン建物屋上に敷設されていることから、解体撤去工事により市場系設備の維持範囲に影響を与えることはない。
0:21:34	いうふうに記載してございます。
0:21:36	またですね、窒素雰囲気を除く主蒸気配管の切断後の切断口につきましては、液化後ですね、しぼん等による養生を行うと。
0:21:44	しています。先ほど大口植松図3ポツ2について説明させていただきます。
0:21:50	こちらの方なんですけれども、
0:21:55	ページ番号右下のページ番号47分の42ページ目ご覧ください。
0:22:05	こちらの方がですね水系統発電設備の系統の概要という形になってございます。タービン発電から始まってですね復水器に流れて、それぞれ低圧給水加熱器、高圧給水加熱器と、
0:22:18	いう流れがあってそのまま蒸気発生器の方に流れていくと。
0:22:22	そういったところの図になってございますが、こちらの方緑色のマスキングで示した範囲がですね、それぞれ市場系設備である性能施設と、
0:22:32	いうところと、窒素-窒素雰囲気部の姿勢の移設、維持範囲という形になるものと、あとは図の真ん中ほど、補助金減った。
0:22:42	補助ボイラ補給施策ですね、こちらの方も性能維持範囲であると。
0:22:45	いう形になってございます。それぞれですね、P A Rタービン建物屋上ないしはタービン建物の屋外
0:22:52	の方での施設の弁によってですね、仕切りを隔離を行った上で、性能移設に影響を与え与えないことを、
0:23:01	確認した上で、隔離した上で解体を行っていくと。
0:23:06	落としてございます。またですねこちら、解体撤去範囲今回の解体撤去範囲なんですけれども先ほど表、
0:23:14	2ポツの説明でさせていただきました範囲を、こちらの方黒点線で囲ってございますが、こちらの方ですねタービン発電機の方から始まって、高圧給水加熱器までと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:24	こちらの方がタービン建物3階以下の機器であるといったところを、別紙の方でございます。
0:23:33	はい。
0:23:34	本文の方、戻らせていただきます。
0:23:40	47分の5ページ目ご覧ください。
0:23:46	続きまして、補助形態の隔離方法になります。
0:23:50	補助欠陥はですね、補助蒸気設備、補助ボイラーからの蒸気を各需要先設備に供給する機器でございまして、今回解体提供を行う市場系設備の配管。
0:24:01	こちら窒素雰囲気を除くものになりますが、
0:24:04	ですとかあとは蒸気タービン設備と接続されてございます。
0:24:07	補助結果のくくりにつきましては先ほどの図3-2に示した通りですね、今回の解体撤去範囲外であるタービン建物屋上の既設の弁の閉止によって、すでに実施されてございます。
0:24:18	この当該弁につきましては第二段階以降も閉止状態を継続することで、現在の福利状態を維持します。
0:24:24	さらにですね今回の解体撤去工事にあたっては、当該弁の下流の配管を切断して閉止盤等による養生を行うことで、買い手教授が補助蒸気ヘッダの機能に影響を与えないようにするとともに、万一の
0:24:37	蒸気漏れによる労働災害のリスク低減を図ると。
0:24:40	いうところにくくり方針としてございます。
0:24:44	続きまして③給水タンクの振り方法です。補給水タンクはですね解体提供してある補給水設備と配管によって接続されています。
0:24:53	呼吸性タイプの隔離につきましては図3ポツ2に示す通り、今回の高い適用範囲外であるタービン建物屋外の施設のメインによって成立によって実施されてございます。
0:25:04	この当該弁については、第二段階以降も閉止状態を継続することで、現在の福井ジョウ土肥医師とともにですね、補助補助給水設備配管の切断後の参考には、掲示板等の養生を行うと。
0:25:16	いう形でしてございます。
0:25:19	その後ですね図3-2の、
0:25:22	なんですけれども、
0:25:24	4枚ものになってございまして、先ほど説明は、それを抜けてしまったんですけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:30	47分の42ページ目をご覧ください。
0:25:35	こちらの方はですね、先ほど説明させていただきました、水蒸気系設備の系統の概要となっておりまして、具体的にはですね、どのように、
0:25:45	現場レベルに落とし込んだときにですね、どのように、こういった性能移設の範囲であるとか、隔離箇所であるとか、快適行う範囲を、どこなのかというところをどのように示しているのかというところが、
0:25:57	47分の43ページ目以降にかけてございます。
0:26:01	こちらの方ですね、市場系設備の配管系統となっておりますが、ちょっと文字が
0:26:07	見づらくて申しわけない、申し訳ございませんが、緑色で示した範囲がですね、性能維持を行う範囲であると。
0:26:15	ということになってございまして、それぞれ青文字とか文字で布施注釈を入れてますが、それぞれですね、地上設備は、の範囲はここですと、
0:26:23	あとはふざけた周りの衛星の位置はここですと。
0:26:27	いったところを識別した上でですね。
0:26:29	それぞれの隔離の箇所はどこなのかというところを、赤の四角でくくり方という形で、識別した上で、
0:26:36	この範囲にわたって解体をしないとといったところで逗子の方へ色塗りの方してございます。
0:26:45	またですねピンク色の範囲が今回の快適を行う範囲であるといった形で、こちらの方も識別の方をしてございます。
0:26:54	こちらの方市場系列になってございまして、次の47分の44ページ目ですね、こちらの方は、同じように、
0:27:03	経常系設備の置きについて給水系のA系統となっておりますこちらの方はですね、
0:27:11	はい。
0:27:12	大多数が、解体提供範囲であると、この中でこの中でですね他の系統との取り合いはじゃあどこなのかといったところを、同じようにですね先ほどと同じように緑色の線で、
0:27:23	識別の方した上で、同じように隔離のは、箇所はどこになるのかと。
0:27:28	いったところを識別した上で、改定撤去範囲を識別していると。
0:27:32	いう形になります。
0:27:35	その次のページ、47分の45ページ目なんですけれども、
0:27:40	こちらの方がですね、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:42	計装、
0:27:44	用の 9 圧縮空気を供給する設備、定業圧縮機設備となっておりまして、こちらの方についてもですね、他、水蒸気設備等の取り合いが、
0:27:54	ございます。今、
0:27:56	系統図のですね、真ん中ほどに、赤色の線で囲ってありますが、姿勢を引いてありますが、
0:28:02	度建物の 3 階以下の範囲は、ここですと、
0:28:06	下半分がハーフ建物に設置され、3 階以下に設置されている、制御アップ設備の範囲であるという形になってございます。こちらの方ですね、
0:28:19	大多数は、水蒸気設備、
0:28:23	見えて、
0:28:25	圧縮機をですね、供給する必要はないんですけども、この中で唯一、補給水タンク、
0:28:32	わけの移設となっておりますので、そちらの方の入口弁水位調節弁の方にのみですね、
0:28:38	圧縮空気を供給する必要があると。
0:28:41	いう形になってございます。
0:28:43	この系統図のですね、
0:28:46	供給母管の方から、計装用配管の方に、右側
0:28:51	清掃配管系統図をつけてございますが、こちらの方ですね、見ていただくと、
0:28:58	映像配管側で大分入りまじっていると、
0:29:03	配管同士がですね繋がっていたと、以下いたりとかしてですね、隔離の方がなかなか今の既設の弁だけでは難しいといったような課題が見えてきていましたので、こちらの方は、
0:29:14	配管の引き回しをですね変えてあげるといった形の処置をするといったところで、今年度実施予定としております。こちらにつきましましては最後、冒頭はさせていただきました参考資料の方で、
0:29:25	具体的にどんなことをやってきたのかというところを改めて説明いただきます。
0:29:31	はい。それでは本文のほうへ戻らせていただきます。
0:29:44	47 分の 6 ページ目をご覧ください。
0:29:50	4 ポツ今後の対応工数になります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:53	水を系統発電設備の解体撤去をですね、2023年度の早期に着手できるように、今まで説明させていただきました、各両方に従って、現場の隔離作業を着実に、
0:30:04	詰めます。またですね解体撤去が今後に書かれる原子炉施設保安規定に基づく新体制、
0:30:10	において実施することになるため、必要なQ A文書の整備ですとか、
0:30:15	解体に係るところの、作業要領書内部審査を確実に実施しまして、廃措置計画変更認可申請書、表5-3の表、第2段階において実施する作業2から安全管理上の措置に示す安全管理上の措置を遵守して、
0:30:29	安全確保に努めた上で回答を行っていくと。
0:30:32	いったところで
0:30:35	やってこうと書かれています。
0:30:38	本文についての説明は以上になりまして、最後ですね、参考資料、
0:30:43	厳罰化製造施設の隔離管理規則について、最後に説明させていただきます。46分の、47分の47ページをご覧ください。
0:30:56	一番最後のページですね。
0:30:58	先ほど触りだけ説明させていただきましたが、さっき右側ですね計装配管系統図のほうになりますけれども、清流圧縮空気設備の供給母管からタービンの三階以下の水を消せるの教育供給はですね、
0:31:11	こちら、赤点線で囲っている三つの
0:31:15	供給減ったから各フロアの計装配管を介してですね、行われるような系統構成となってございます。この多数ある供給ラインのうちですね、性能施設の供給ラインは、
0:31:25	ピンク色のマスキングで囲っている範囲のみ、こちらがですね、補給先ほど説明しました補給水タンクの入口弁、水位調節弁の方に、
0:31:35	巨空気を供給しないとなってございます。
0:31:39	ただですねこちらの当該3ヶ所のヘッダーの下流につきましては各フロア連絡管の縦配管が接続されてございまして、連絡管には各階に弁があるんですけどもこの弁を閉としたとしてもですね、
0:31:52	どうしても回り込んでしまうといったような系統構成であることを、解体関わる現場に係る検討の中で確認できましたので、こっち、こちらが課題としてとらまえています。
0:32:04	課題としましては既存のライン構成、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:07	ではですね性能施設の隔離を適切に行うためには、2階3階の減った下流のすべてで系統配管をダンチすると。
0:32:16	必要が生じてしまうと。
0:32:18	水を技術部の解体、
0:32:20	を考慮しますと多くの配管を残すというところにつきましては、作業に影響を及ぼす可能性が十分高いと。
0:32:26	いうところで、課題解決の手段検討を行いまして、
0:32:30	今はですね
0:32:32	右側の計装配管図の青点線で囲った別のヘッタがございましてこちら関係間空調設備を供給している戸田別のHeadなんですけれども、こちらのヘッダーの方から、それ、補給水タンクの水位調節弁に、
0:32:46	空気を供給するラインを設けまして、こちらの方からのみ、
0:32:52	空気を供給して、
0:32:54	営農施設への供給ラインの引き回しを変更すると。
0:32:58	そういったところを、計画の方してございます。これは今回、2、2022年度に実施する予定としています。期待される効果としましては、底の施設が、
0:33:08	の範囲が縮小化できると。またですね、作業環境が向上できると。
0:33:13	そういったところを、効果として、今後でございます。具体的な価格に係る検討、現場の検討に、
0:33:20	についての説明は以上になります。
0:33:22	トータルしまして、水木設備の解体に係るところの、今回の説明資料の説明につきましては、以上となっております。
0:33:31	説明は以上です。はい。ご説明ありがとうございました。ただいまの説明につきましては、質疑をお願いいたします。
0:33:44	いや、いきなりこれしゃべると、こんなにもいろんなところ、
0:33:52	すいません一番カトウですけども一番最後に、
0:34:00	給水タンク2の、
0:34:04	これは圧縮空気設備に、一方系統構成を変えるっていうのは、工事をするっていうことなんですかね。はい。工事します。
0:34:15	非常にこの補給水タンクっていうのは、何に使う。
0:34:19	いいですか、こちらの方ですね、の、
0:34:26	受出野営野に47分の42ページ目をご覧ください。
0:34:33	40、47分の42ページ前、はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:37	はい。
0:34:38	こちらの方ですね、補給水関係につきましては、通常の
0:34:43	目主な高いところとしましては、水辺設備の運用について、給水するためのタンクにはなるんですけども、他の別の用途としまして、補助ボイラー設備、
0:34:56	給水にも使用するという形で、今程度移設として補給タンクは、表 6-1 に記載がございます。こちらの方の水位を調節するための水調節弁。
0:35:07	同じように設置されてございましてこちらの方に、同じ運輸運用するためにですね、圧縮空気を供給する必要があると。
0:35:15	逆になってございますのでこちらは程度以前、はい。
0:35:18	いうものになりましてここだけ、残ってすぐ残っていると。
0:35:22	いう形になるので、
0:35:24	これを生かすために、
0:35:27	引間商会であげる。
0:35:33	とこの系統構成図例えば 45 ページの構成図だけ見ると、
0:35:40	圧縮空気の供給が必要。
0:35:44	何。麻生。すいません。何もないです。はい。
0:35:51	井戸の話でいくとね。はい。38 ページ、47 分の 40 ページに、はい。
0:35:59	規制の実績んだけど、なぜ、
0:36:07	発送局、
0:36:08	議会議長、
0:36:10	D 聞いているところを、何だっけ。
0:36:15	北見ますよ。
0:36:16	これ通り何かを自分らが使うかなっていうイメージですか。
0:36:20	でね。はい。それとほぼ全然漠然と聞いていると、3 階以下壊すってなかった入って、なぜ 3 回加工使うといたら、要するに確認しやすいかなと。
0:36:31	はい。僕は受け取りました。はい。で、じゃあ他の方なんだというときに、
0:36:39	おとなしいのか。
0:36:41	隔離できないか。はい。或いはまだ使うかっていうところがね。はい。よくわかんないんですよ。
0:36:47	結果的に、今目指すプラスの補助給水タンクが 09 の給水タンクを残すのかっていうのは、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:55	結局、よくわかんなかった。
0:37:00	だから、結論書けるけどなんですかね。はい。
0:37:04	今西局長。
0:37:10	だから、今の加藤さんの説明、質問になってきて、はい。
0:37:15	給水お湯を残すという結論に対して、こういうものも必要になってきますっていう説明があったんだけど、最初のところがね、困ってないから、
0:37:26	岡部です。
0:37:28	はい。
0:37:30	そうなんですか。五島です。九州タンクについては、淡水供給設備の一部として扱っております。淡水供給設備は廃棄対象施設にせずに性能維持施設に残すという説明をこれまでにしていると思うんですけども、
0:37:47	その中でジョウキーを使用する設備として廃液処理だとか、換気系に使ってる設備だとか、蒸気の供給に必要な部分について、
0:37:58	A N A 施設としております。蒸気供給する供給元として水源として、補給水タンクを使っておりますので、そこ、そういう記載になっておるんですけども、
0:38:09	何のために補給水タンクが残さなきゃいけないのかというところがこの中の説明になかったとは思ってるので、
0:38:15	そこは補足させていただきます。だから、
0:38:18	あれなんですよ。
0:38:24	それからー47分の7ページか。
0:38:27	これ見ると、これを撤去しますってのは、
0:38:34	そうすると、
0:38:35	給水加熱もそうだよな。
0:38:37	引きずって大丈夫。
0:38:42	繋がって、
0:38:48	これはフラッシュタンクは、これも本来的できるんだけど、場所が上だから、チャンスは今回は衛藤。
0:38:59	これは隔離が難しいけど或いはもう場所が上だから後でいいやっています。
0:39:04	まずは3階以下の機器を提供した上で、まず安保場所を開けるというところを考えています。そのあとで実際に、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:15	解体をやってみてられた経験値っていうところを化しつつ、4階以上はどのように解体していくのかというところを、公団としてやっていこうというところで考えています。
0:39:28	そうするとね、
0:39:30	多分来チャラ。
0:39:32	消してもらおうと思うんですけど、まずね。
0:39:35	47分の7ページ。
0:39:38	があって、次に10ページがあって、
0:39:42	この二つで、例えばどこがはっきり分かれてきて、はい。
0:39:47	残さないやつは残さないでいいんだけど、後回しでいいとしたと。
0:39:52	いうところをすっきりさせてくれると張り付いてるんですけど。
0:39:56	そこがね南部坪井店、今日はわかりづらかった。
0:40:02	そうですね。私の感想です。
0:40:05	基本的に1点だけ訂正させていただきたいんですけど、隔離しやすいからそこだけを撤去するしないっていう話なんですけど、美女系設備については基本的な系統的な活動。
0:40:18	進んでおりますので、しやすいしやしくないというところで、区別してるわけではございませんので、そこだけ聞いて、
0:40:25	それがね3ページ側でそれから言っただけで、
0:40:27	3ページ目のね、40、2ポツの一行目。
0:40:32	3回以下は隔離を確実に実施することで安全に書いてあったけど、麻生買い取るから隅田さん。
0:40:40	結論悪いけど悪いと言ってるわけじゃないんですけど、何か理由がねよくわかんない。
0:40:48	というところは、今後の計画としてうちとしてどういう段階でやっていくかっていうところが理由に挙がってないよっていう話。だから逆に、それぞれだから、残すものはなぜ残すかといったところがちょっとよくわかんない。はい。
0:41:02	ちょっともう少し違う。
0:41:06	すいません。はい。はい全く同じ表層の位置で、結局その
0:41:13	必要だから、必要じゃないんだけど、アグリーシアさというか観点から、今回はまだ介在しませんっていう説明が、
0:41:25	混在してて、原発で人見%って書かれて、
0:41:28	おわかりいただいて、はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:34	こちらの方は
0:41:37	そうですね。
0:41:39	性能を維持する必要がある、あるのかどうか、または、
0:41:44	必要じゃないんだけどもこういった理由で、今回は残すんですっていうところそういった識別を、
0:41:50	表2-1上で、
0:41:52	できると、わかりやすくなるのかなというふうには今、理解しました。えっとね。
0:41:59	す。
0:42:00	性能維持のところかね、なぜこれを残すのかっていう理由書いてあった方がいいと思うんですけど。
0:42:05	さすがに単純に建物2ヶ月は言わないけど、はい。
0:42:11	普及隣胆管あたりになるとちょっと微妙なところかな。それから、
0:42:15	そういったところは、理由をちょっと変えてくれる。はい。
0:42:19	淡水もこれからしばらく使うんですかね。はい。松川マネージャーで使うすばらしいか、解体機器の洗浄とかでも使いますのでジョウキタイ米州量子済んだ後の話だから
0:42:31	マネー処理済んだ話も解体撤去でも一応使う予定では、はい。わかります。
0:42:38	リソースを使うねあれを、
0:42:41	しばらくナトリウムの抜き出しが終わるまでは基本的には維持です。
0:42:48	安保刀禰補助ボイラとか銅て使うんですよ。
0:42:52	泉田。
0:42:53	どうやって使うなり使うんでしょうか。衛藤温泉トレーラーで廃液蒸発の式っていうものがあるんだけど、まああの廃液は処理するのに凝縮していくのに、蒸気を使う、熱源がいるという話で、これって、北條飯田ってあるけど、これからメインで使っていくっていう、
0:43:12	メインで使っていくという作業に伴って使っていくという形で、その中で補助ボイラーって名前がついて、もともとその主蒸気に対して補助蒸気っていう形なので、今回主蒸気はもう、
0:43:25	今回は、そうですねはい。日置は使ってないから、補足だけで、あの状況を供給するってことです。はい。
0:43:33	小牧さん。はい、理解しました。私は理解しました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:40	ちょっと進めて 40 なんて悪の安くなるんですけど、その分機器っていうのは入ってる。
0:43:50	入ってます。はい。この衛藤。
0:43:54	3 階以下にたびたび
0:43:57	無理。
0:43:58	いうところでいうと、左側の赤点線で囲ってある三つは、もう今回、
0:44:05	第二段階前半でも提供してしまうと、残します。残しました。はい。今回
0:44:13	もちろん、冒頭、隔離の話で説明した通り、現地も含めてですね、解体撤去を行う範囲というところを確実に識別しながら解体撤去を行ってはいくんですけども、
0:44:23	その中でも配管、すごく
0:44:26	いろいろ敷設状況がですね、入りまぜてるというか、いろんな配管が走ってございますので、
0:44:34	万が一、リスクとして、誤切断とか、そういったたぐいのところがですね、あったときに、
0:44:40	ここの、
0:44:42	広範囲で系統配管が生きた。
0:44:45	塀の維持されている状態ですと、この補給水タンクの水調節弁に空気が供給されない、されなくなってしまうというところが、一応リスクとしてとらまえて湧いたので、少なからずその範囲を縮小性能維持はしてる範囲を少しでも縮小する必要があると。
0:45:01	そういったところを課題としてとらまえてこのような検討をした次第であります。
0:45:06	一応設備としては残して、はい。維持管理はするんだけど、
0:45:14	もう、
0:45:15	うちが一応 3 日差を点線のやつを、
0:45:19	当庫下水管区に供給するような内容を作って、はい。でもそこだけ行けるようにそうです。はい。
0:45:27	で、その赤点線のところはもう、一応性能維持施設には該当するんだけど使わないっていう。そうですねこの今赤点線で囲った供給ヘッダのすぐ下流のところですね、弁がそれぞれ出口弁がございまして、そちらの方、閉にして隔離を行って、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:43	空気はもう、既存のラインでは、配管では供給しないといったところを、
0:45:50	今考えてございます。
0:45:52	他の部分には繋がってる。なんか、ここも全く使わない。全くすみません、水タンク、水調節弁にのみ供給するラインを生かすと。
0:46:02	ところで、今、
0:46:03	検討してます。はい。
0:46:08	野瀬清空輝。
0:46:10	はい。
0:46:11	杉凝縮機ってどういう形となっていたっけ。
0:46:16	はい。
0:46:19	関谷宿利ケーブルケーがありましてそれプラス S A て所内空気圧縮機っていうのがございます。出会い A 系と 1 系というのは N N 値施設。
0:46:32	今仕組みというところです。
0:46:34	圧縮空気はどこにあるんでしょうかそれは原子炉補助建屋のすごいですよねはい。建屋の間で、
0:46:44	A B 建屋からずっと膜の配管がここまで引かれていてんですよね。はい。
0:46:49	それで、これ何がどう理解する。
0:46:54	I A 自体は、江田 B の以下にありまして、そこから補助、補助じゃない、家の請求学級の母管に行きましてそこから各、
0:47:07	減ったって言われてる別の、
0:47:10	区域ごとに分かれてるヘッダーに窮するっていう形になってそこから計装配管であったり、A V 弁の空想弁の空気小供給、
0:47:21	をしているっていう形となりますけど
0:47:28	いきましょうか。
0:47:40	だったら B 建屋に言ってるのは、I A から来てる配管だけです。うん。タービン建屋に設置されてるのは、所内用空気圧縮機、S A っていうのは、タービン建屋にある。
0:47:54	そうですかはいそうです。
0:48:37	後ね、43 ページ、44 ページで、はい。
0:48:42	この二つの系統図の関係がね。
0:48:45	よくわからないんですよ。
0:48:47	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:51	えっとですね、
0:48:57	こちらはですね 43 ページ目 44 ページ目になるんですけれども、それぞれですね、性能維持アート 20 系設備の隔離として、
0:49:07	どの範囲が性能維持しているのか。
0:49:10	また、どの範囲が、解体を行う範囲なのか。
0:49:14	またですね性能維持施設との境界はどこなのかというところを、
0:49:19	検討の検討としてどのような検討をしているのかというところを、このように図として、添付しているものになっ
0:49:26	てます。43 ページ目で言いますと、地上系設備がこの範囲で、
0:49:32	補助蒸気ヘッダ周りの同期のラインが、この範囲でというところを識別して、隔離はそれぞれどこでしているのかといったところを、このように識別をしていますというところがこの資料になります。
0:49:45	はい。はい。47、現在 43 ページっていうのが、上記の系統。
0:49:54	いえ、その次の傾向ですが、水の給水加熱の配管の傾向、すいません。はい、そうですか。はい。
0:50:03	ちょっとこれだから、これだよ。43 ページの一番下じゃなくて、全然違うところで違うということですか。
0:50:11	それで、44 ページで温められたのが 43 ページに来るということで、42 ページ見るとね。
0:50:20	隔離箇所は大体国家ってのはわかるんだけど、
0:50:23	高齡が大体 43 ページに高角なっていて、
0:50:27	書いてはいはい、いっぱいあります。はい。
0:50:31	だから 3 階以下はね、どのぐらい残るのかってのがあってピンとこないです。
0:50:36	土佐、田部井館野さんか池野みんなすっきり流すのか。はい。やっぱり一度こういうところの範囲でちょっと説明が抜けてしまったと思います。衛藤。
0:50:46	今この 43 ページ目になるんですけれども、こちらですね、青色の線がございます。
0:50:53	こちらの方は、屋内外の評価になってございまして、建物の屋上との境界になってございます。今回ですね、その中でも
0:51:03	今半壊以下の範囲になるんですけれども、ほぼほぼ、
0:51:08	奥ジョウ稲井は、
0:51:12	解体を行っていくという形になってございまして、そうですね。ええ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:18	三階以下の配管機器は、すべからく撤去すると、解体を行うといったところを検討しております。そうですか。はい。
0:51:29	はい。
0:51:36	磯。
0:52:07	すいません、47分の4ページ。
0:52:11	ちゃんとチェック振り報酬のところ、書き方だけなんだと思うんですけど、はい。
0:52:18	これの箇所を書いたのではないと、内側で行うっていう部分があるんですが、はい。
0:52:30	今回の説明の範囲でそこまで確認を行うというのは、
0:52:35	示されてたと思うんですけど、具体的に、
0:52:39	内側、
0:52:41	というのは、はい。
0:52:43	ちょっと違うわけですね。
0:52:46	水ジョウ系設備に直接接続はされていないんですけれども、解体撤去の範囲を行うエリアの中に、
0:52:55	敷設されているような系統がございます。例えばなんですけれども、
0:53:01	表2-1、3-1になりますが、
0:53:17	この中ですね、ちょっと下の方発電所、
0:53:21	補助施設の中ですね、原子炉補機冷却建設冷却設備に、
0:53:26	参考なんですけれども、こちらの方につきましては、今回の解体撤去半壊以下の範囲にですね、配管が尽くされていてそのまま、
0:53:37	原子炉建物F O-Bの方にですね、配管が流れて走っていると。
0:53:42	そういったところの設計となっていてございまして、こちらの方ですね、同じように解体撤去範囲の内側に変えて適用を行うところのエリアの中で、独立した系統として
0:53:53	性能維持施設として敷設がされているというところを、現地でしっかり識別した上でですね。
0:53:59	これは壊してはいけない、手を入れてはいけないところを確実に識別する必要がありますと。
0:54:05	いったところもございましてこちらの方につきましても、確率と同様にですね、考え方としては、しっかり識別をした上で、性能維持に影響を与えないように変えて適用し、する必要がありますと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:16	そういったところでそういった形、形等もございますので、解体撤去範囲の外側と内側といったような江藤表現の方をしてございます。
0:54:27	A1、ワーですね、今回の資料の中には、
0:54:41	ございません。
0:54:51	ウエノさんがおっしゃっていただいたのって、ちょっと井内側っていう言葉がもうちょっとわかりづらいっていうところ。
0:55:00	反対する中でやってるっていうようになっちゃう話です。結局、うちはそうだって言われるとわからないという、
0:55:09	それがわかれば、多分植野さん、R S T、
0:55:14	後で読んだだけ儲かります。
0:55:17	移動うん。
0:55:18	違う。
0:55:21	間違わんだけど、残った
0:55:24	その中よくわからないのは、そう。
0:55:27	その続きで内側に独立した系統として設置されてる機器を、
0:55:32	剥離するとかこれ過去隔離は関係ない。
0:55:35	仕切りだそうでは独立している場合は、識別になります。はい。私が聞いた今の夢って何かあるフロアあります。これ基本的にはやっぱ、
0:55:45	経験するんだけど、ここに何か一部、これはここは変わっちゃいけないんだっていうものが存在して、そこはちゃんと思いますよ。そういうことを伝えたいんですけど、なかなかね内側とか言われてちょっとそこがね、わかりづらい。はい。
0:56:05	すいません私のイメージはそう。
0:56:08	だから日本語で説明して、しづらいところは0とかであげて、こういう形のところだよっていうふうに示すしかない。だからごめんなさい、この隔離方針って書いてあるんだけど、今のは、
0:56:22	隔離方針ではなくて、
0:56:24	単に識別し、解体対象設備かどうかを、
0:56:29	識別する。はい。ということです。
0:56:33	そうそう。そういうそのやり方ってそういうことですね。その通りです。はい。はい、わかりました。はい。
0:56:42	それで、そうなったっていうのは、
0:56:46	確認の話じゃない。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:49	国、必ずしも確認の話じゃないんでしょ。はい。手術します。月別も含まれます。はい。
0:56:57	外側どこだったらその外側で隔離を行うまでは、職員の話を書いているんだけど、
0:57:04	内側の話になったときに、それは、
0:57:08	それは何だろう。
0:57:11	剥離の話じゃないんじゃないかなって来てないかなっていうんです。
0:57:16	に、
0:57:17	地区別の話になってますよね。はい。その次の文章。はい。
0:57:29	そうですね等、こちらの本文の方にはですね、おいても、現場において確認箇所や性能移設の識別を行い、というところで、確立方針というタイトルはなってるんですけども、
0:57:41	本文中の方で、識別もしっかり行った上で、解体を行いますというところに、の本部となってきたようになっております。はい。
0:58:03	昔から言う。
0:58:09	美浦ビフォーアフター、はい。
0:58:12	わかりやすい。
0:58:15	でも、こういう、
0:58:17	これ、現場の本当の、
0:58:20	これだと、この赤いところなんです。
0:58:24	はい。
0:58:25	はい。だけど他にいっぱいこう強いところがあったり、
0:58:29	してるかな。
0:58:30	本当今原になったらどうか。
0:58:34	浅田なんておっしゃったんだけど、なったかどうか。
0:58:38	物とセミナー。
0:58:43	そういう、今はこうなんだけど、海外で来たら、これが、
0:58:50	もう本当に細かい、
0:58:52	これは原爆データがいっぱいこう立てる。
0:58:56	入りますよね。はい。
0:58:58	そういうのが、
0:58:59	降りない。
0:59:01	というような前後で、
0:59:04	もう、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:05	いや、
0:59:08	今ちょっと大変かもしれない。いやちょっとすごいですね。そう。すいません。これ、ちょっと設備図書をさわるのでできないので、
0:59:18	いや、やった方がわかりやすいよくわかりますけど。
0:59:22	ちょっと勘弁して欲しい。
0:59:27	イメージ図をね、可能な範囲で出すとかはできますけど、この図面で、
0:59:33	解体っていうか全部終わった後のこの図面を出して欲しいと言われると、それ詰め新しく作らなきゃいけないので、ちょっとそこまで用意できてないんで、
0:59:44	今後も特に必要ないかなという思ったところもあるので、
0:59:48	ちょっとそこは関連して、
1:00:13	はい。
1:00:19	はい。
1:00:23	ちょっとさっきの話戻る。
1:00:27	隔離っていう言葉の定義が何か1杯使われてるんじゃないかなっていう、
1:00:33	我々は、我々っていうか、それも私が想像する隔離っていうのは、
1:00:40	肺癌で言えないんでこっから全然してそこから攻めてない繋がっててそれをこう分けるのがアプリだと思って、その通りですね。そういう意味で確認って言ってるのに、
1:00:53	組織別の話もそうは言っていない隔離箇所の識別を行って文書が起こってきたりとかして、はい。
1:01:02	非常にその文章としてわかりやすい、わかりづらい。
1:01:06	これ、ここで言ったような隔離の話だから。はい。もう確認話しか書かなくて、はい。その前段の解体の方法として、はい。
1:01:15	はい、橋野仲西だから、しっかり識別してやりますっていうのは、このベンダーの話であって。はい。
1:01:26	そこを何かもうちょっと聞いているという、そうですね、混乱して書かないほうがいい。はい。
1:01:32	衛藤。
1:01:33	タイトルからですね、セイノー社の隔離というところからスタートしてしまっていますので、ここでちょっと伝えたかったところについては、性能移設に影響をどう与えないのかっていうところを、
1:01:46	ですね、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:49	するのが主かなというふうには今議会の方してございます。等ですね、ちょっと隔離、
1:01:55	と識別というところについては、明確にですね、わかるように、ちょっとわかるようにというのはしっかり使い分けをした上ですね、どのようにして、影響を与えないでの影響を与えないのかというところが本文中で、確かにわかるように、
1:02:10	記載を改める必要があるかなというふうには今、はい。隔離の話と、それ以外の話っていうのは、分けて説明したほうがいいっていう、はい。
1:02:19	はい。
1:02:20	吉井です。はい。
1:02:25	あ、ちょっとさっきの伊井山崎さんの話、いや、これ、ジョウ1水野で欲しいです。
1:02:33	はい。
1:02:35	蒸気と水ですね、これ。
1:02:37	340、42 ページから 15。
1:02:41	そうです。鳥海さんのジョウですかね。4 ページ。はい。はい。うちは一番それでね。はい。この辺り、状況はこのあたり、みんな。
1:02:53	どうぞ。
1:02:55	そう。そうですねはい。はい。富永さん、中丸です。なくなります。はい、わかりました。はい。
1:03:00	じゃあね、いや、
1:03:10	ちょっと図面は別にその水とジョウぐらいが識別してくれればいなどは思うんですけど、あとどこまで書けるかなって感想だけ言ってね、46 ページ。
1:03:22	この赤い隔離箇所を確認を探しました。
1:03:28	六、七千あるんだ、ずっと見たら、目玉にちょっとあったって感じです。はい。すぐ引き下げられると思う。なかなかね。
1:03:40	系統、ごちゃごちゃしてる。
1:03:42	これ見通しね。
1:03:45	上記図、
1:03:49	上位系の方は今乾燥空気から情シスはないですよ。
1:03:53	上記の窒素、失礼しました二次、二次系の蒸気発生器との取り合いのところにつきましては、窒素が封入されています。それ以外については、
1:04:04	香月です。43 ページ目。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:14	13 ページの間、撤去範囲のところは、家族、そういうときは、44 ページのところは、図。
1:04:23	そういうところの家族空気で、はい。
1:04:27	この辺りは、
1:04:29	撤去始まって、ちゃんとすれば、何も、
1:04:33	あまり問題はないと考えてます。ですよ。はい。
1:04:37	そう。そう。そういう気がするんだけど、後でやっぱり電源なんて、電源てきへんか。
1:04:46	てるでしょ。はい。これ関係あるぐらいの提出は、はい。
1:04:51	できるんですかねっていうのは、ちょっと心配なんですけど、それは、識別の方ははい。しています検討電気系統につきましても、
1:05:01	どこが生きてるところが
1:05:05	境界なのかってところは、識別した上で、現地のホームで含めて、仕組みとして、改定の方をしていくと。
1:05:12	ところは、
1:05:13	検討の方式だから、使用範囲としては、はい。はい。はい作業安全性もあると思うんですけど。はい。
1:05:26	問題ないですずっと外していくかって、結構そっちが大変じゃないかと思うんです。
1:05:31	それで大丈夫ですか。
1:05:33	白水。
1:05:34	廃棄しっかり検討して会計の方に私ども考えてはい。
1:05:40	ふげん研究に行ってます。はい。はい。はい。どうすればいい。
1:05:45	ちょっとふげんで電源系のトラブル等結構起きておりますんで、その知見を終えた上で、もんじゅの中でどうやって安全管理をしていきたいと思いますという話で、QMSの構築に入っており、
1:05:59	そっちのおっしゃって、
1:06:06	そういうところで調べるんですけど、別に
1:06:09	ちょっと予定としか言えないと思うんですけど、そうですね。そんな効果。
1:06:16	施設に与えないと。
1:06:19	そうですね隔離解体のところQMS文書を今作成中なんですけども、その中でも、電気については実際にもう喧伝をして、それからその当該場所であることをダブルチェックして、切断に行くとか、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:33	そういった方法も細かいところまで今詰めておる段階ですので、
1:06:39	はい。
1:06:40	すいません、心配しております。十分気をつけて発言しておきます。
1:06:46	はい。
1:06:53	今香取メーカー、
1:06:55	メーカーどうなんですかね、サポートするんですか。
1:06:58	宗そうですね。メーカーワー、えっと、あれですね協力会シャーと一緒にやってるプラス江藤、電力の方で、解体の経験がある業者と、
1:07:11	各自、一緒に具体的にはどのように解体作業というのは行われてるのかっていうところの知見も吸収しつつ、一緒にやってる形になります。
1:07:31	はい、わかりました。
1:07:42	はい、ありがとうございました。次、資料の2の方です。
1:07:50	はい。資料2について門司後藤から説明させていただきます。施設上の基準について右上に、資料2と、
1:08:01	資料、
1:08:02	めくっていただければはじめには省略させていただいて2ポツの基本的な考え方を説明させていただきます。
1:08:09	制度運用上の基準を策定するにあたっての基本的な考え方になります。核燃料物質等による災害の防止を図ることを目的として、廃止措置の保安のために必要な機能を施設運用上の基準として規定していきます。
1:08:25	3ポツで施設運用の基準として必要な機能、もんじゅの廃止措置第一段階は、他の廃止措置プラントとこうとなり、炉心等に燃料が混在する状況で廃止措置に移行するという、
1:08:39	というところちょっと特殊な状態、状況、状態であることを踏まえ、安全を担保しながら、燃料体取出し作業を実施するため、
1:08:47	従来の運転上の制限に規定されていた情報の中から原子炉の状態が低温停止及び、燃料交換も随時適用されていた、必要な情報及び関連情報を、
1:08:59	施設運用上の基準として定めていました。
1:09:02	もんじゅの廃止措置第2段階においては炉心等から燃料体取出し作業が完了し、燃料は燃料議長をしている状態であります。
1:09:11	よって廃止措置段階における施設運用上の基準は廃止措置第一段階に規定した情報の中から、燃料池における核燃料物質等に於ける災害を防止するために必要。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:25	となる機能について規定いたします。
1:09:28	なお、廃止措置計画の a. 42 で想定している、燃取事故及び一次冷却材漏えいにおける公衆に対する被ばくの評価の結果を踏まえ、不要と判断された機能については施設運用上の基準として規定しない。
1:09:45	これ以降に施設運用上の基準の規定に関する考え方を (1) から (8) で示します。一番後ろの部分に今の施設運用上の基準についてと、
1:09:58	現行保安規定の整理の対象が付けております。
1:10:04	本文で説明させていただきます。差 7 分の 3 の (1) で燃料費の推移及び 44、
1:10:10	廃止措置第、第一段階は、
1:10:14	燃料域に燃料が貯蔵された状態であることから、燃料の冷却及び燃料池の健全性を担保する目的で、水位及び水温を施設業者の基準として規定し、
1:10:26	第 2 段階においても燃料原油は燃料が貯蔵されていることから廃止措置第一段階と同様の考え方により、水位及び水温を説明基準として規定します。
1:10:37	(2) ですがともナトリウムの純度管理。
1:10:41	廃止措置第一段階はナトリウムを保有する老親等に燃料が貯蔵された状態であることを踏まえて、
1:10:48	具人物の購入によるナトリウム純度の悪化が燃料体取出し作業影響する可能性を考慮して、一次冷却材並びに当該燃料帳簿の冷却材のナトリウム、運動、
1:11:01	血尿の基準として規定しております。
1:11:05	ライン段階においては燃料体取出し作業の完了に伴い、炉心等からすべての燃料が取り出されたことから、
1:11:13	ナトリウム純度施設運用上の基準としては規定しません。
1:11:16	なお、廃止措置段階におけるナトリウムの純度管理については、遮へい体と取り出し作業への影響をかんがみ、川っちゅーの、窒素濃度の定期的な分析により、
1:11:29	ナトリウム純度が所定のレベルに管理されていることの確認を、QMS 文書に規定して管理し、
1:11:36	また、ナトリウム純度が悪化した場合は循環運転ができるよう、リカバリプランを準備していますが、これに係る設備は性能維持施設として管理し、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:46	必要な保全検査を実施することとして、
1:11:50	次に（3）ですけれども放射性ナトリウムを保有する機器、配管を収納する部屋の酸素濃度、
1:11:56	についてですけれども 8 年第一段階はナトリウムを保有する炉心等に燃料が貯蔵された状態であり、
1:12:04	ナトリウム漏えい時にナトリウムの化学反応流量礼儀、冷却材を保持する機器配管の健全性への影響を緩和するため雰囲気を低酸素濃度とすることを施設運用上の基準として規定しました。
1:12:18	では磯時代段階においては燃料体取出し作業の完了に伴い、炉心等からすべての燃料が取り出されたことにより、
1:12:26	ナトリウム漏えいが、炉心等のナトリウム保全に影響を与えないことから、酸素濃度を施設入所の基準としては規定し、
1:12:34	なお、廃止措置段階におけるナトリウムは危険物及び佐瀬物質、
1:12:40	そしての管理を継続することから、溶融した放射性ナトリウムを保有する機器、配管を収納する部屋の雰囲気は低酸素濃度とすることを、QMS 文書に規定し、
1:12:52	廃止措置第一段階と同様の管理を継続いたします。
1:12:57	また、ナトリウム漏えい時の熱的確定影響の緩和機能に間かかる設備は性能維持施設として管理し、その機能を維持します。
1:13:07	（4）、原子炉容器のナトリウム液位及び基本、
1:13:13	についてです。
1:13:14	廃止措置第一段階は新燃料が貯蔵された状態であり、
1:13:18	原子炉容器ナトリウムには逆材としての機能要求があったことから、冷却材漏えい時においても、燃料の貯蔵が可能なナトリウム液と、
1:13:28	原子炉の状態、低温停止の定義に基づく冷却材の温度を施設運用上の基準として規定してきました。
1:13:36	廃止措置段階においては燃料体取出し作業の、
1:13:40	完了に伴い、炉心からすべての燃料が取り出されたことにより、
1:13:44	原子炉容器ナトリウムを冷却材として保持する必要がなくなったことから、駅及び駅 4 を施設運用上の基準として規定しない。
1:13:54	なお、現行の保安規定においても、燃料が貯蔵されていない期間のナトリウム液位及び液アンの管理は不要とされておりますが、
1:14:03	第二段階に向けて原子炉容器内のナトリウムは溶融状態を継続します。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:08	このことから凍結防止の観点から、ナトリウム温度 180 度以上で管理することを QMS 文書に規定いたします。
1:14:16	また、名取が危険土曜日放射性物質としての管理を継続することから、第一段階と同様に、液位及び温度の維持に係る設備を性能維持施設として管理して、必要な機能を維持します。
1:14:31	(5) に行きます。炉外燃料貯蔵の名取梅木及び 4、
1:14:37	廃止措置第一段階は炉外燃料貯蔵槽に燃料が貯蔵された状態であり、炉外燃料貯蔵槽内ナトリウムには冷却材としての機能要求があったことから、0 決裁漏えい時においても、
1:14:49	燃料の貯蔵が可能となるような取り組みと、炉外燃料貯蔵槽の健全性に影響を与える可能性を考慮して、
1:14:57	名取運動施設運用上の基準として規定していました。
1:15:02	第 2 段階においては、燃料体取出し作業の完了に伴い、
1:15:06	炉外燃料貯蔵槽からすべての燃料が取り出されたことにより、閉路が燃料貯蔵での燃料の貯蔵に関する規定が不要であることから、
1:15:16	ナトリウム液及び基本を施設運用上の基準として規定しない。
1:15:22	なお、現行保安規定においても、燃料が貯蔵されてない期間のナトリウム液位及び基本は、
1:15:29	の管理は不要とされておりますが、
1:15:31	第 2 段階における炉外燃料貯蔵槽のナトリウムは悠々状態を継続することから、
1:15:38	同月防止の観点からナトリウム温度を 180 度以上で管理することを QMS 文書に規定します
1:15:44	またナトリウムについては危険物及び細江瀬口としての管理を継続することから、これまでと同様、炉外燃料貯蔵槽のナトリウム液及び業務の維持に係る設備は性能維持施設として管理して、必要な機能を維持していきます。
1:16:01	(6) ナトリウムの漏えい監視についてです。
1:16:06	廃止措置第一段階は進藤に燃料が貯蔵された状態であり、ナトリウムには冷却材としての機能要求があったことから、ナトリウムの漏えい干渉を施設行書の基準として規定していました。
1:16:19	第 2 段階においては燃料体取出し作業の完了に伴い、ナトリウム漏えいが燃料の冷却に影響を与えないことから、ナトリウム漏えい緩衝施設業者の基準としては規定しない。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:32	なお、第2段階におけるナトリウムは、危険物及び法整備等の管理を継続することから、なければ、
1:16:40	漏えい監視については、QMS文書に規定し、
1:16:43	廃止措置第一段階と同様の管理を継続します。また、ナトリウム漏えい監視に係る設備は性能維持施設として管理してその機能を維持しつつ、
1:16:58	(7)におきます、電源設備の加工。
1:17:02	外部電源等が非常用交流電源、非常用直流電源、非常用
1:17:08	所内常用母線計測及び継続及び制御設備についてです。
1:17:16	配置第一段階においてはナトリウムを保有する、炉心等に燃料が想像された状態であることを踏まえて、
1:17:23	燃料体取出し作業の作業確保、安全確保、
1:17:28	医療の貯蔵及び冷却等、
1:17:32	に必要な設備へ給電するため、
1:17:36	それぞれの電源機能を、設備運用上の基準として規定していました。
1:17:41	第2段階においては年中タイトルや作業の完了に伴い増進等から、すべての燃料が取り出されたことにより、
1:17:49	炉心等の燃料の貯蔵、冷却等に必要な設備の、
1:17:54	給電が不要であること及び、施設運用上の基準である燃料池の水位、水温の維持は、保安規定に基づき整備している要領。
1:18:04	可搬型の測定器による測定方法、
1:18:08	移動式電源車による給電方向、電源を必要としない給水方法等が定められた、QMS文書により、
1:18:16	所、
1:18:17	先ほどの電源にだな、頼らなくても、維持が可能であることから施設業者の基準として規定しない。
1:18:24	なお、第2段階における燃料池の水位、水温の維持に加えて、遮へい体取出し作業を含めた今後の廃止措置作業安全かつ確実に進めるため、
1:18:36	電源確保についての管理、
1:18:39	電源に頼らない運転による代替で監視方法等を、QMS文書に規定するとともに、電源設備を、
1:18:47	性能維持施設として管理し、必要な機能を維持していきます。
1:18:52	(8)で警報装置ですけども、
1:18:55	廃止措置第一段階においては燃料体取出し作業中のプラント安全を担保するため、当該警報機能を施設運用上の基準として規定しました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:05	第2段階においては燃料体取出し作業を完了したことから、当該計装機能の維持をしてという基準としては規定しない。
1:19:14	なお警報装置は性能維持施設として機能を維持するとともに、
1:19:18	警報装置の健全性確認等の管理方法及び警報装置故障時における代替の監視方法については、
1:19:27	QMS文書に規定いたします。
1:19:31	最後にまとめですけども、施設運用上の基準として規定するのはねジョウ池の水及び水を飲みと、
1:19:39	また施設運用上の基準としては規定しないが、廃止措置を安全に進める上で必要なものについては、
1:19:46	QMS文書に規定し、管理するとともに、
1:19:50	NG施設として必要な機能を維持しております。
1:19:54	説明はいるんですか。
1:19:58	はい。他の説明につきまして質疑を借りましたらお願いします。
1:20:22	先生、規制庁の前です。
1:20:26	了解。
1:20:28	連結UTOPの園芸
1:20:32	機能も過去すいませんちょっと最初にちょっと申し上げたこの文章、全体的に何かよく書けてて、はい。確かにこういうふうにすると、どんどんスリム化が図られるっていうのを、
1:20:44	うまく主張してるのかなあとそこは思ったんですけど。
1:20:48	両括弧内の電源に関して言うと、
1:20:52	確かこれおっしゃる通りなのかもしれないけど、
1:20:56	本当に他に何か、
1:20:58	使うものってないのかなあとちょっと思ったりし、
1:21:02	作業で首藤としてはあるけれど、
1:21:09	なんだ。
1:21:10	燃料域に入っているものの、燃料の維持管理上はもう全然いらないよということが言いたい。
1:21:18	だけど
1:21:21	大丈夫かなと、ちょっとね電源をいろんなところに使うと思うんで、何か中に関係するものってあるのかなってちょっとね、パツと言われてる。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:30	こういうのがあるでしょって言えないところがちょっと申し訳ないんですけれど。
1:21:35	基本的には外部電源コストがありますと、通常ですと、非常用ディーゼル発電機が起動して、そっからの給電っていう形になるんですけども、
1:21:46	それ以前に蓄電池、直流蓄電池と、まずは給電が入りますので、それで、
1:21:53	監視系という議事については、1時間からというか、
1:21:57	ていうの電源が確保されるかもしれない。
1:22:00	それが何かあったとしても、燃料池の水位、水温については、可搬型で現場でと言ってる、測定しにくいという形をとりますので、
1:22:09	意義については、特に冷却が必要っていう状態ではありませんので、安心、
1:22:15	継続しつつ、
1:22:16	非常用電源車非常移動電源車等に過去に定例燃料系の冷却を再開するとかっていう判断になりますので、いろんなところで代替監視方法等、電源法を
1:22:29	について規定し、していますので、職業上の基準としては、
1:22:35	私、いやあの、はい。
1:22:37	当然たびたび水を除く説明いただいていつですよ。私はこの両括弧名だけ、何か違和感を感じたのは、これ電源の確保っていうところで、非常にいろいろな電源あった場合、
1:22:52	書かれてるじゃないか、これって高速増殖炉を運転していく上で、大事な電源ということであったじゃないですか。
1:23:00	それは性能維持施設としてやるんだけど、
1:23:08	何て言うのかな。
1:23:09	ええ。
1:23:10	施設運用上は、
1:23:13	本当に全く要らないってもう落差が激しいところなので一番と思ったので、
1:23:18	そうだったらすごい激しいのを、あと、いや、おっしゃる通りおっしゃる通りなんだよ。
1:23:24	いや、なので、運用上の基準としては、燃料等の健全性担当、安井4というところで設けた上で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:34	電源の確保についてはQ S T等々の管理をしていこうとは思っていないので、わかるんですよ。だからそのね差がね、大きい例えばですね、ちょっと
1:23:45	あんまり言いた通りじゃないかもしれんけど、例えば水温をはかるためにも電源いるじゃないですかとかね。
1:23:51	エリンギってまあいいですかとかね、何かこう、例えばカメラで監視するカメラをできるだけ何とかね。
1:23:58	ちょっと言いがたいかもしれませんが、何個ちょっとあまりもらった大きいと。
1:24:03	何かこう、もうちょっと何か説明。
1:24:08	続きます。
1:24:09	補強がない、あったらいいなとちょっとそうさういう
1:24:13	すいませんロジック上は確かそうだったと。
1:24:17	ちょっとすみませんこれ私のしかもね、私個人の感覚なので、
1:24:23	だからそうだとはいえないぜ。皆さんどうですか、規制。
1:24:28	亜硫酸電源。
1:24:30	いや落差が一番激しいかなとちょっと思ってさ、そうだと思いつつ、うん。これまでの、
1:24:37	軽水炉の傾向を見ている、措置段階に入って、前、建設業なんかでは燃料が取り出し終わってから廃止措置に入っているその段階で非常用電源とか、
1:24:50	されていると思うんですけども、そういった考え方を、
1:24:55	T S Lなんかは解説入った瞬間から燃料はないですと、だから今のもんじゅ状態、末になるわけですけど、
1:25:04	その時は状態に、同等のですねそうすると性能形成の場合の性能自施設って、
1:25:15	電源はや、やっぱりそのどれぐらいのグレードをダウンさせてるんです。
1:25:21	ああいうふうに全部いらんわけじゃないですか電源店。
1:25:24	奴隷の維持施設として削除することはしません。そうやってないんですね。全部で全部残しますし、運用上の基準として設定しないというだけで、保全も検査していますので、
1:25:42	なるほど。
1:25:44	でね、衛藤5号医薬は何なんだろうというのがよくわかんない。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:51	うん。
1:25:53	要するに施設運用上の気づき基準から外して、
1:26:00	やること全く変わらないでいい。
1:26:02	手術運用上の基準から外して 10 名である。
1:26:06	点検するということに、はいとどんなメリットがあるんですかっていうのはね。
1:26:11	基本的に施設運用上の基準逸脱ってなるとすぐリーマン情報衛星情報っていう形で出てくるんですけども、今回の施設運用上の基準、
1:26:22	見直しによって、燃料池の水位水温っていうところが通報連絡っていうその映画の情報という扱いになりますので、それ以外については、そういった扱いになりませんよっていう。
1:26:35	後に室石でも、
1:26:37	ナトリウムが漏えいした場合は火災っていうところがありますので障防法の位置付けで、火災の連絡をしますので、ナトリウム系に関しては、
1:26:46	英語の情報か、取り扱いになるかと。
1:26:49	だから、住鳥井がね、よく見えないねっていう話で、
1:26:54	結局外すんだけど、やることやりますって言うだけで、
1:26:59	これはどういう意味を持つのかっていうのは、
1:27:02	菊田城址かもしれないけど、2 で、結局ね廃止。
1:27:07	措置を進めて、どんどん落としましょうというのは総論賛成では落としていけばいいと思うんです。
1:27:14	だから本当に合理化に繋がっていくような、
1:27:16	ものをやっていくなんでなのでと。
1:27:20	そこでメリットが、今、明確にお見せできないのは、これから QMS 文書の管理の中で、その代替の方法だとか、
1:27:31	安全を担保した上で別の方法をとれるのかっていうところを検討していった上で、QMS 文書の中でもスリム化を図っていこうとは思っているので、
1:27:40	段階的に取っていこうとは思う。
1:27:43	デメリットはこれから、今すぐにどういったメリットがあるかっていうとその連絡ところぐらいしか明確に上げられないんですけど、それ以外については、結局、だから先週、
1:27:54	蒲生細尾さんが言い出した、根井第 2 段階の安全って何かって話。
1:28:00	そうですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:02	にも関わってくると思うんですね。
1:28:05	でね、
1:28:07	駒田さんはねこの部署よくできてるって言ったけど、僕ね、実はあまり感心しなくて、あのね、例えばね、(3)のね、
1:28:18	F、パラグラフ二つ目か、ここだけ比率ということで、ナトリウム漏えいが、
1:28:25	炉心等のナトリウム保持に影響を与えないことから、酸素濃度を、
1:28:31	これ1切り取っていると。
1:28:36	漏えい、これあれでしょう
1:28:39	これ、これ酸素濃度だから。
1:28:42	これ将来チェックケース。
1:28:44	はい。
1:28:46	将来客系室で、夏目メーカー。
1:28:49	売っちゃって、
1:28:51	もともと炉心率が生きるかしない。
1:28:54	一番そうですね。今はもうしないよね。
1:28:57	だから、
1:28:59	要するに酸性労働って何かっていうのは、火災防止、
1:29:03	ただ、ある部位でのナトリウム漏えいが起こった場合ですと、そのナトリウムのバウンダリーっていうところになりますんで、ナトリウムのバウンダリー意思という観点で、冷却剤っていう鑑真を入れると。
1:29:16	液体で保持するっていう必要があるんで、酸素濃度が低いところで維持しなきゃいけないと。
1:29:22	いうところで、酸素濃度もすべて規定してきたと。
1:29:27	液体でなくてももう固化したとしても、特に今回ですけど、基本的にはRSの
1:29:36	市酸素濃度も3%未満で、
1:29:39	確保はしていくんです。で、今で言うとSSLで0ループでダルマ状態ですので、服部室井があったとしても、ガードベッセルで全部受けるという形になりますので、
1:29:52	基本的には、影響的には少ないというところでありますので、
1:29:56	こういった形になる。
1:30:00	ごめんねこれだから今、
1:30:03	くどくどこの酸素濃度って言いたいのは集客ケースでしょ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:06	冷却系室ある物質含め。
1:30:09	R P S はもともと今までもう窒素でしょ。もともと地層だね。はい。そこは何もいじらないですよ。
1:30:15	ここは何も言ってるんです。シューレ室は、何というのがなくなれば、酸素濃度の規定はし、除外になる。
1:30:23	バスルームドレンされている。
1:30:25	頭でしかも固めてるから1個ですね。
1:30:31	だカラーや二段階で遮へい体取り出し、
1:30:37	やってないなら、とするケース、ずっと温めてるから、もう関係ない話ですよ。そう。ずっと首ですよ。はい。
1:30:46	ずっと空気と言いつつ、湿分の流入ですとか、機器の
1:30:53	保全に半纏から、基本的に作業がない限りは窒素雰囲気扉へ行こうという運用を今取りっております。そうですか。はい。
1:31:03	これからどうします。
1:31:05	これからだから解体に入ってくるっていうフェーズになると、空気雰囲気になるし、扉開放っていう、機器の解体っていうフェーズに入りそうな、
1:31:15	いつから、
1:31:17	それはまだ今妄開けてないんじゃない。
1:31:27	だから、施設運用条例基準から外したいってのはあまり化できる。はい。
1:31:32	そこを今駄目だというつもりはない。はい。はい。
1:31:36	だけど、ごめん今日これも受け取っていいよと。
1:31:41	どうぞ。いや、やっぱりだから第2段階の安全とは何かっていうのを、私、やっぱりどうしても岩井言わざるをえないのは
1:31:54	軽水炉なんかはこうしますよってそれはあるんですねこのところの場合はナトリウムってのはやっぱり今の上の話が出ましたけれど、ろうそこの違い。
1:32:04	があるものをどう
1:32:09	その施設運営等の管理とか、何に反映してくのかわかりませんが、運用基準っていうところの対象になってるのが現状っていうところになってますので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:20	職業の基準としてはそちらを説明の基準として定めて、それ以外については安全確保した上で、廃止措置を進めていかなきゃいけないのでQMS管理という形で、
1:32:33	まずはそれ以降で承認いただきたいなど。
1:32:38	そうそうおっしゃりたいのはすごくわかってなんか、うん。
1:32:41	でも何かこう、全部す、全部いいよってなかなかねちょっと、
1:32:48	全部
1:32:50	いや、す。
1:32:52	うん言いたいことは強く、1もね、もう冷却機能ないから。
1:32:57	そう。
1:33:07	でもそうだそうです。
1:33:10	漏えい監視がいる。
1:33:14	政府を守るっていう定義するとね。
1:33:18	今日の資料の通り、もう全くその通りなんですけど、
1:33:21	藤。
1:33:24	由井間瀬コンドウ、いやもうおっしゃる通り、
1:33:29	整理をしてる。うん。
1:33:31	もんじゅにとって特段ない。
1:33:35	田邊目黒関心も継続しますし、ナトリウム漏えい検出器の専務理事も継続します。
1:33:45	結論私的には全部出てきて、
1:33:54	すみません。
1:33:56	タケウチですけど。
1:34:00	よろしいですか。どうぞ。
1:34:03	施設運用上の基準って、
1:34:10	何か
1:34:12	基本的には機能は維持しなければいけない。
1:34:15	ある基金。
1:34:16	出歩き気が。じゃあ、機能が一瞬止まったからといって、直ちに事故になるという状況ではないわけで、
1:34:25	あそこにある程度時間余裕とか、制限を設けて、この間に回復措置をなささい。
1:34:32	その間は、赤が立てて対応しましょう。
1:34:38	制限時間とかそういうところで、機能回復できなければ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:43	いや、事故に繋がるような根源的なものを取り除くとか、もし運転中であれば原子炉を停止すると、そういう落としどころで運用していくような状況ですよね。
1:34:55	で、
1:34:56	今燃料が出てしまって、
1:35:00	プールに入っている。
1:35:02	いう状況で、
1:35:04	電源とか、今五藤が挙げたような機器について、
1:35:11	さっきのような時間決めて回復措置をする、回復措置ができないときは何かします。
1:35:18	というような、
1:35:21	音をする状況に、
1:35:24	にあるのかなっていうところが判断基準になると思うんですよ。
1:35:29	そういうのがなくて、直接的に燃料を守ることができているのであれば、
1:35:36	年、今の状況であれば施設運用上の基準を設定しなくてもいいという考え方があるんじゃないのかなと思ってんですけどもいかがでしょう。
1:35:47	俺しゃべっていて、タケウチさんアリヨシs。
1:35:50	一応ねえ、この内容でいいよっていう話は、公開のことになってるんで今回で言います。
1:35:57	これ、うちは、
1:35:59	うん。武田さんのは言ってることは全然否定しないですよ。
1:36:03	うん。
1:36:06	と思って、
1:36:07	あと積極メートルで反対するじゃないけど、どうぞ。
1:36:12	植野さん、それから発言がない。
1:36:14	反対しない。じゃあ別に今こちらの方でこれ否定する人多分いない。
1:36:20	けどさ、
1:36:24	あ、わかりましたはい。
1:36:26	一応建前はじゃこれいいよと。いや、公開。了解しました。はい。
1:36:33	只野。
1:36:34	ちょっとね言い回しぐらいは少し、
1:36:37	響きになるところがあるから、少しそこを見てもらった方がいいかもしれないって話。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:45	あと強いて言うておくとする、さっき言ったナトリウムというのはやっぱり何かっていうかな、QMSはそうなんですけど、やっぱりその、もし青木た時にはこうしますって、少し、
1:36:58	それに関して通報連絡に関するところ、消防法の適用になるので、そこは通報連絡の対象になります。
1:37:06	そういう、先ほど説明をさせてもらったんですけど、ホテルの取り扱いについてどういう連絡、連絡になるかっていうこと。
1:37:14	追加した方がいいんですけど、昔、ここで追加してっていうつもりはないんですけど、あそこはね皆さんにそういうところだから、ただしその施設運用上の基準というところと通報連絡って別の項目になりますので、
1:37:27	事業場の人間としてはこの書き方で止めた方がいいのかなと。
1:37:34	誰か変えていって、これも介護で、
1:37:39	そうだ。
1:37:40	いや、そこだけちょっと皆さん敏感な、どうしても、
1:37:44	ここにいると言いました。みんなケース。
1:37:47	ナトリウムのアレルギーがあります。
1:37:49	それだけで、高速使えないんです。
1:37:53	そこはねちょっと気を使った方がいいという。今日一般のコメントで受け取ってもらえますか。はい。
1:38:03	どういう監視もそうだね。別にこれでいいとは思うんですけど、これで漏えいするとそんなに思わないんですけどね。
1:38:10	いや、相当下がっておりますんでね、原子炉容器でナトリウム漏えいという、相当、
1:38:17	なあ、自信ないとか損壊があったとしても、ガードベッセルは健全だっという評価しておりますので、
1:38:25	対しては、
1:38:29	で、
1:38:37	あとね、
1:38:39	ゴトウさん、これは参考。はい。議論、あれこの間たいといったときに、SSLで燃料を取り出すっていらっしゃる宗さんという、そう。そうです。
1:38:49	もともとは
1:38:52	燃料体の取出し、最初の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:55	検査がうまくいかなかったところがあって、その時にプラント状態をどういう形をとっていけば、検査と点検というと、
1:39:06	上手くいったっていうところを考えた時に、
1:39:08	ページロ全部ドレンして、レベルゼログループっていう形が一番適切なのかなと思って、検討は始めた。
1:39:18	うん。
1:39:20	参考ですけど。
1:39:22	退職年齢 5.5 年かかるという安心なときに、
1:39:26	規制庁中で僕は全部批判されました。
1:39:29	何を聞き、燃料取り出しに 5.5 年かかるといったところで批判されました。
1:39:35	研修だったらすぐ全部拘束されて、随分言われたんです。
1:39:40	ねもう崩壊熱もないんだろうと。
1:39:43	責任例えば抜いてしまうとか、随分議論があった。
1:39:47	それでね、実はその時に先生と話がなかったんですけど、
1:39:52	ちょっとその視点で大阪ってね、そうでした。
1:39:56	今でもね
1:39:58	できるものなら抜いたら面白いかもしれない。
1:40:01	今
1:40:03	もう何かなきゃいけないって話があるかもしれない
1:40:06	そのことを全部研修から見せてからになって、
1:40:10	それで、おっしゃられておりますが、
1:40:13	ぐらいのことをどうしよう。
1:40:17	ケータイ取り出しについてはナトリウムの溶融状態であることが必須です。これは、
1:40:24	ドームと思うんだけど、
1:40:27	僕片方がいいと思ってそこの検討はしてないんですけど、考えて
1:40:33	部、
1:40:36	あ、はい。
1:40:39	はい、ほかによろしければ、
1:40:41	資料の 3 のご説明お願いします。
1:40:46	原子炉機構山元です。それでは資料 3 の保安全管理組織の変更についてご説明させていただきます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:55	まず資料の構成ですけども、最初 2、組織体制の見直しにあたって、新組織に漏れなく業務が引き継がれているかというご説明をさせていただいた後に、
1:41:07	参考資料で、そもそもの組織変更のねらいだとか目的といったところを、
1:41:12	ご説明させていただきます。
1:41:14	例えば資料に入り、入ります 1 ページ目ですけども、
1:41:18	まずはじめにはですね組織設計の考え方変更後の組織体制職務業務の網羅性等について、この資料でご説明いたします。
1:41:27	2 ポツの両括弧 1 の組織設計の考え方と、あとそれから両括弧 2 の組織体制の変更内容と変更後の職務でございますが、
1:41:37	常に監視チーム会合の方でも、もうこの辺をちょっとご説明させていただいておりますので、ちょっと簡単に説明をしたいと思います。
1:41:47	まず組織設計の考え方ですけども、第 2 プラパラグラフにあります通り、第 2 段階ではその前半に遮へい体の取出しですとか、先ほどの水ジョウ系の解体ですとか、
1:41:59	あと後半にはナトリウムの搬出といったところを行う計画ですが、
1:42:03	こういったところを順次本格化させていただくという状況を踏まえてですね。
1:42:09	さらにそちらの方に要員を振り分けたというのがそもそもの考え方でございます。
1:42:15	それから両括弧 2 のところはですね別図をつけておりますが、こちら監視チーム会合の方で紹介させていただいた表でして、
1:42:24	現組織と新組織を対比させた上で、業務移管が発生するものはそのいかん。
1:42:29	先を矢印で結ぶといった表になっております。
1:42:33	それから、今回追加で行いましたのは 3 ポツの内容になります。
1:42:39	今回、体制を変更するにあたってですね必要な業務がちゃんと新組織に引き継がれているかという観点確認するために、
1:42:48	保安規定の各条ごとに変更前後の業務所管を整理いたしました。先に確認結果を申し上げますと、新規に今回追加した状況良好ですとか、
1:42:59	体制見直しに伴って業務移管する条項について、受けなく、きちんと移管されているということを確認しております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:08	添付資料の方、17分の5ページに、その整理した表現とさせていただきますと、
1:43:15	この表の見方をちょっと簡単にご紹介させていただきますと、
1:43:20	一番左の保安規定条文というのが変更申請させていただいた条文になります。
1:43:27	それから、真ん中が変更前の業務所掌で一番右が変更後の業務所掌になっておりますが、両方バーと書かれているところについてはそもそも条文内に閉めば出てこない。
1:43:39	それから、一番最初に3条の8.2、4と5に例えば、変更前が品質保証課で変更後が、
1:43:48	変更なしとなっているものは、今回の変更申請で業務所掌が変更されていないものになります。
1:43:56	変更がなかったという確認。
1:43:59	それから同じく17分の5ページの一番その辺りの渋滞十条ですね、こちらの第2項、新規追加というふうに書いてありますけども、
1:44:11	変更前はもともと情報がなかったので、バーになりますし、変更後は
1:44:17	施設管理課がこの第2項の職務を行うということできちんと移管されているということを確認しました。
1:44:26	それから次のページめくっていただいて、17分の6ページの一番上ですけども、この15条の両括弧3のところに、
1:44:36	変更前施設管理課と関係課という形で定められていたものが、変更後は同じく施設管理課でこの関係課の中には、設備保全課安全管理課施設保安課と、
1:44:49	いうそういう新組織の中できちんと受け継がれていると。
1:44:53	いうことを確認しております。
1:44:56	こういった整理をですね、すべての条文に対して行いまして、網羅的にすべて問題ないということを確認したというのがまず添付資料の一つ目でございます。
1:45:07	続きまして、参考資料1の方を紹介させていただきます。
1:45:13	こちらはですね、素子間い変更のそもそものねらい目的といったところを、を定義したものでございますが、1ポツはじめにに期待しております通り、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:26	廃措置の現場業務体制の強化、それから、補修関係体制の統合を操作体制の一元化、最後に計量管理保障土地遮へい回燃料管理4の一元化、この四つの観点で見直しを、
1:45:39	実施しておりますのでそれぞれの、
1:45:42	目的といったところに1ポツ以降に記載させていただきました。
1:45:46	まず廃措置現場業務体制の強化というところで、①の変更内容自体がですね、廃措置計画課を廃止するというところ、ということ、
1:45:57	あと技術実証化を新設して、今後本格化する廃措置作業の業務を担うというところが主な変更になります。
1:46:06	目的といたしましては、
1:46:08	廃措置計画課は、第2段階に向けて解体の検討とかを推進するというところ、廃措置の計画策定に関する業務を主に行ってききましたが、こういったところが
1:46:21	一定のめどが立ったということもあったので、まずあの廃措置計画課を廃止するというところ、あと第2段階からは、これから廃措置の現場業務というのが順次本格化していきますので、
1:46:35	こういった体制を強化することが重要ということから技術実証化を新設すると、こういったところがまずねらいでございます。
1:46:42	それから、補修体制の統合につきましては、まず変更内容といたしまして、機械、電気施設保全というのを一体化して、設備保全型をいたします。
1:46:54	それから保全計画の管理なんかは従前は計画管理課が行ってましたけども、こちらの統合後の設備保全課の方がやるというのが主な変更内容でございます。
1:47:05	目的といたしましては、これまでも保全の合理化というところに取り組んできたところがあるんですけども、こういったさらに保全体制を統合することによってですね、
1:47:18	先ほど申し上げました通り、今後本格化する解体作業廃棄物処理の方に要員を振り分けるということができると。
1:47:26	というのがねらいでございます。
1:47:28	あとそれからさらに今後廃措置が進むにつれて、保全関係の業務というものも減少していくと、いうことも踏まえると、今回設備保全課に保守部門を統合した方が良いただろうというのがねらいでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:43	続きまして裏面に行ってですね操作体制の一元化でございます。こちらは燃料体取出し作業が終わりましたので、燃料環境課を廃止すると。
1:47:53	いうところと、あと遮へい体取出しの操作業務、それから廃棄物管理に関する業務は、施設管理課の方に統合いたします。
1:48:02	燃取設備と廃棄物処理設備の施設管理保守を含めた施設管理自体は、設備O R C Aに衛藤いたします。
1:48:10	目的といたしましては、まず第一段階のところでは、燃料体を取り扱うと、それを取り出すというところで、改正も含めて万全にするべきだという考えから、
1:48:22	燃料環境課がその操作をするという体制で行って来ました。第2段階では燃料体取出し作業が終わりましたというところと、
1:48:32	あと遮へい体の取出し作業自体は放射性固体廃棄物の運搬作業と、
1:48:38	いう位置付けで行いますので、操作改正を一元化させた上で、こちらも順次本格化する解体作業に要員を振り分けるということを期待して、
1:48:48	今回このような一元化を行っております。
1:48:52	それから最後両括弧4の計量管理、保障措置遮へい体燃料管理の一元化ですけども、
1:48:59	こちらはですね、安全管理課が行って来ました遮へい体等と燃料管理業務というのを施設保安課に移管することによって、
1:49:10	これらの業務をセット版が一定になるというのが主な変更内容でございます。
1:49:16	目的といたしましては、
1:49:20	A案が、燃料管理業務を現在行っておりますが、第2段階では炉心E V燃料外燃料貯蔵槽から燃料の移動はないんですけども、燃料池に貯蔵された燃料の在庫管理というのは引き続き行います。
1:49:34	一方現在施設保安課では計量管理保障措置業務を実施しておりまして、当該業務には、安全管理課が実施している燃料管理記録というのを使用いたします。
1:49:46	こういった背景を踏まえますと、今後予定されている施設外の燃料移送も含めて、施設保安課の担当ということもありますので、
1:49:56	すべての業務を施設保安課が一元的にやる方が業務として合理化が図れるといった考えからこれを実施いたしました。
1:50:05	組織体制の変更についてご説明以上となります。
1:50:09	はい。ただいまの説明に関しまして質疑を終わりました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:14	これを受けてね。はい。
1:50:17	すいません、印象だけ。はい。保全課がね、三つが一つに統合するの か。
1:50:25	保全業務が弱体化しないんですかね、そういう印象があって、
1:50:30	それから、翌年は書かなくていいですよ。
1:50:34	それからもう1回は今、説明中で、
1:50:37	保全から解体の方に一言する。
1:50:41	矢崎くんですけど。
1:50:43	解体するのはどうなんですか、技術時技術実証課の人が解体するわけ。
1:50:47	いつ一緒かは、
1:50:49	解体業務そっちに行っちゃって、保全はもう保全だけ。
1:50:54	そうです。はい。
1:51:02	弱体化するというよりかは統合させて、体制を最適化した上で必要な人 をそろえた上で、
1:51:10	いやだからそういう印象があるっていう話で、実態はやりようがあるか らあれですけど、何となくこれ受けたときに思ったってのはそういうこ とだったんです。
1:51:19	三つが一つになるのかと、それから保全が減っていくのはわかるんだけ ど、どうでしょうか。
1:51:25	これあれかねそうすとね保全とね、それから解体の取り合いが今度は 気になるのは、
1:51:30	カラーこれ保全対象となったのか、いつか解体対象となったときに、区 分が変わりますっていうんで、所掌が変わるんですかね。
1:51:41	それでええと、もうそれ移管したところはじゃあもう解体してくださ い、お任せしますってなっていくのか、そういうイメージでいいんです かね。
1:51:49	そうですねですね。
1:51:51	だからうち大きなやっぱりそうやってもしばらくまで保全しなきゃいけ ないから、
1:51:57	そこは抜かりなくってのがないように、
1:52:00	ということぐらいは思うんですけど。
1:52:05	東郷はいいんだけど、
1:52:09	まだ、
1:52:10	当然から続くと知らない。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:13	そこは気になるなっていうのは、
1:52:16	感想でございます。はい、わかりました。ありがとう。
1:52:18	引き続き保全計画をきちんと管理していった上で、
1:52:22	維持しなくちゃいけないものは何かというのをきちんと明確にした上で対応するということでは書いてませんので、この保全計画で性能維持するやつは書いてないです昔ところにははい。
1:52:35	はい。
1:52:40	すいません、私そのところ、
1:52:47	ごめんなさい、説明があったかもしれないです。この表で、はい。ごめんなさい。続きまして網掛けしてる木暮ハッチングのところは、今回の変更申請で、
1:53:00	変更を加えていないところになります。
1:53:03	白いところが今回の変更申請の対象となった条項になります。
1:53:09	グレーハッチングのところろは基本的には何も変わってない。
1:53:16	表記上何も変わってないんですけど、
1:53:19	例えば 17 分の 6 ページのところの 20 条の 2 のところは、
1:53:24	第 2 項なんかは、関係課と言う方ことが、記載として書かれてはいるんですけど、その関係課の中身は、1 組織の中で若干変わりますので、
1:53:34	変更申請の対象でない条項についても、きちんと新組織でどこがやるのかというのを確認して、こちらに記載させていただいたと。
1:53:43	そしてなお、
1:53:45	すごく内側の 6 ページの 2415 のところの記載、保安規定の記載上は、関係課のままで変わっておりませんかという記載が、
1:53:56	なんだけど、
1:53:57	実際のその中身は、
1:54:00	組織としては変わってくると。そうですね。組織変更がありますので、はい。それに合わせて開催終わってないと。はい。
1:54:31	よろしいでしょうか。
1:54:35	はい、横山須藤。
1:54:39	今日の資料説明は以上ということでよろしいでしょうか。
1:54:45	はい。
1:54:48	そしたら、病院でも、
1:54:52	今日何か、
1:54:53	×でいいです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:56	今日は、はいコメントとしては、
1:55:01	1 一番、
1:55:03	対策部品がいいですよ。
1:55:05	わかりづらいけど言ってるだけで結論は否定しないし。はい。
1:55:10	結論して、けちろう別に疑義があることってそうなんだっけ。そうですね。今日はこんなにいいなというふうな話じゃなかったと思うんで。
1:55:20	資料わかりやすくした資料、すみません。
1:55:32	じゃあ、よろしければ、
1:55:35	こちらからは以上ですけれども、何か機構側から連絡事項等ありますでしょうか。
1:55:45	がないです。
1:55:48	特によろしいでしょうか。はい。横井です。ありがとうございました。
1:55:55	はい。
1:55:57	リーダー資料にしたいと思います。それではどうもありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。